

[別紙]
様式1

事業報告書

(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

1.医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団徳豊会
- ① 財団 社団(出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基本制度不採用
- (2) 事務所の所在地 熊本県熊本市東区新南部2丁目7番58号
- (3) 設立認可年月日 平成22年1月19日
- (4) 設立登記年月日 平成22年2月3日
- (5) 役員

	氏名	備考
理事長	川口 豊	川口消化器内科管理者
理事	川口 徳子	
同	日隈 ゆかり	(旧姓:川口)
同	川口 亮	
監事	寺田 英輔	

2.事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	川口消化器内科	熊本県熊本市東区新南部 2丁目7番58号	一般病床 0床

(2) 附帯業務 なし

(3) 収益業務 なし

(4) 当該会計年度内社員総会で議決又は同意した事項
令和 7年 2月 25日 令和 6年度の決算報告

法人名 医療法人社団徳豊会

所在地 熊本市東区新南部 2-7-58

財 産 目 録

(令和 7年 12月 31日現在)

1.資 産 額	370,814 千円
2.負 債 額	273,645 千円
3.純 資 産 額	97,169 千円

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	63,336
B 固 定 資 産	307,478
C 資 産 合 計 (A+B)	370,814
D 負 債 合 計	273,645
E 純 資 産 (C-D)	97,169

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (<input checked="" type="checkbox"/> 法人所有	<input type="checkbox"/> 賃借	<input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借)
建 物 (<input checked="" type="checkbox"/> 法人所有	<input type="checkbox"/> 賃借	<input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借)

法人名 医療法人社団徳豊会

所在地 熊本市東区新南部 2-7-58

貸借対照表

(令和7年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	63,336	I 流動負債	11,183
II 固定資産	307,478	II 固定負債	262,462
1.有形固定資産	280,752	負債合計	273,645
2.無形固定資産	1,899	純資産の部	
3.その他の資産	24,827	科目	金額
		I 資本剰余金	—
		II 利益剰余金	82,169
		1 代替基金	—
		2 その他利益剰余金	82,169
		III 評価・換算差額等	—
		IV 基金	15,000
		純資産合計	97,169
資産合計	370,814	負債・純資産合計	370,814

法人名 医療法人社団 徳豊会
 所在地 熊本市東区新南2丁目7番58号

※医療法人整理番号 0 1 2 7 0

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)
 該当なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)
 該当なし

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団徳豊会

理事長 川口 豊 殿

私は、医療法人社団徳豊会の令和 7 会計年度（令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日迄）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告致します。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 2 月 20 日
医療法人社団徳豊会

監事 寺田英輔



本報告書の写しは、原本と相違ないことを証明します。

令和 8 年 3 月 17 日

医療法人社団徳豊会

理事長 川口 豊

理事長印

